平成３０年４月

**京都市在宅人工呼吸器使用難病患者支援事業の**

**ご案内**



京都市では，在宅で人工呼吸器を使用している難病患者さんに対して，診療報酬を超えた訪問看護について事業を実施しています。

# １　事業の目的

在宅で人工呼吸器をつけた指定難病患者に対し，診療報酬で請求できる回数を超えて訪問看護を実施することで，在宅において適切な医療の確保を図ります。

# ２　対象者

　　京都市にお住まいで，難病医療費助成制度の指定難病にり患し，かつ当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち，医師が訪問看護を必要と認めた方

# ３　実施方法

　　 申請書は，京都市情報館（京都市ホームページ）からダウンロードしていただくか，障害保健福祉推進室でお渡しします。　　　京都市　難病　在宅人工呼吸器 　　検索

　 本事業における訪問看護費用の患者自己負担はありません。

# ４　申請方法

　　下記書類を，障害保健福祉推進室宛に提出してください。

○ 在宅人工呼吸器使用難病患者支援事業登録申請書

○ 訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し

○　訪問看護ステーション等の訪問看護計画書の写し

○ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し※（以下，「医療受給者証」という）

※ 他の制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により，「医療受給者証」の交付を受けていない場合は，更に，当該指定難病にかかる臨床調査個人票の添付が必要となります。

# ５　事業期間

　　　　申請書を受理した日から１年間を限度とする。ただし，必要と認められる場合はその期間を延長することができます。

# ６　料金（訪問看護ステーション等への支払い）

　　　京都市と訪問看護ステーションが委託契約を取り交わし，医療保険で定められた回数を超えて実施した訪問看護に対して，京都市から料金をお支払いたします。詳細は裏面をご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **区分** | **費用の額** |
| 訪問看護ステーションが行う保健師，助産師，看護師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護 | 1回につき8,450円 |
| 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護 | 1回につき7,950円 |
| 保険医療機関が行う保健師，助産師，看護師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護 | 1回につき5,550円 |
| 保険医療機関が行う准看護師による訪問看護 | 1回につき5,050円 |
| 主治医の訪問看護指示料 （同一の対象者について，同一の訪問看護ステーション等に対して行われる指示に係るもの） | 1月1回に限り3,000円 |

**特例（1つの訪問看護ステーションが同一の患者さんに対し1日3回目の訪問看護を行った場合）**

|  |  |
| --- | --- |
| **区分** | **費用の額** |
| 保健師，助産師，看護師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護 | 2,500円 |
| 准看護師による法定内訪問看護 | 2,000円 |

この制度に関する問い合わせ先

　京都市保健福祉局障害保健福祉推進室　難病担当

　　℡：０７５－２２２－４１６１　Fax：０７５－２５１－２９４０